

※現行（今後、条例に合わせて改正予定）

○筑前町学童保育所条例施行規則

平成29年9月22日規則第19号

改正

平成31年2月15日規則第2号

令和元年11月1日規則第20号

令和2年6月22日規則第21号

筑前町学童保育所条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、筑前町学童保育所条例（平成29年条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（入所申請）

第2条 児童の保護者は、条例第6条の承認を受けようとするときは、学童保育所入所申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、入所の可否を決定し、学童保育所入所（承諾・不承諾）通知書（様式第2号）により保護者に通知するものとする。

（退所届）

第3条 保護者は、児童を学童保育所から退所させるときは、学童保育所退所届（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（保護者の届出義務）

第4条 保護者は、次の各号に定める事項に該当するときは、遅滞なくその旨を町長又は学童保育所の管理運営受託者に届け出なければならない。

- （1） 児童が学童保育所を欠席するとき。
- （2） 学童保育所入所申請書の記載事項に変更が生じたとき。
- （3） 児童に事故があったとき。

（保育料）

第5条 条例第8条に規定する保育料は、児童一人につき月額5,000円とし、利用月の前月末までに納付しなければならない。

2 条例第4条に定める時間をやむを得ず延長する必要があるときは、日額500円を納付するものとする。

（減免）

第6条 条例第9条に規定する保育料の減免額は、次の各号に応じ、当該各号に定めるところによる。

- （1） 条例第9条第1号に該当するとき 保育料を月額3,000円とする。
- （2） 条例第9条第2号に該当するとき 保育料を月額3,000円とする。
- （3） 条例第9条第3号に該当するとき 2人目以降の保育料を月額3,000円とする。
- （4） 条例第9条第4号に該当するとき 保育料を月額2,500円とする。

(5) 条例第9条第5号に該当するとき 町長が必要と認める額とする。

(途中入退所)

第7条 途中入退所の場合は、当該入退所月の保育料を全額納付するものとする。

(長期休業時の利用)

第8条 夏休み等の長期休業時のみの入所については、一人につき月額1万円とする。

ただし、保険料は別途徴する。

2 夏休み等の長期休業時のみの利用者については、町長が必要と認める場合を除き減免措置は適用しないものとする。

(事業の委託)

第9条 条例第10条に規定する業務内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学童保育所における児童の生活指導
- (2) 入退所の手続及び決定
- (3) 保育料の徴収及び運営に関する経費の出納管理
- (4) 年間事業計画及び事業予算の策定
- (5) 年間事業報告及び事業決算報告
- (6) 放課後児童支援員等の任免及び指導監督
- (7) 町が指定する書類の提出
- (8) その他委託業務遂行のため必要な業務

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月15日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年11月1日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年6月22日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

学童保育所入所申請書

筑前町長 宛

筑前町社会福祉協議会長 宛

利用する学童保育所
みわっ子SUN ² クラブ (通年・夏休み)
のびのびクラブ (通年・夏休み)
すくすくクラブ (通年・夏休み)

住 所 筑前町

保護者名 _____ ㊞

連絡先 (続柄: _____) - -

筑前町学童保育所条例施行規則第 2 条に基づき、下記のとおり申請します。

児童名	(ふりがな)	男 ・ 女			
		年	月	日	生
	(三輪小 ・ 東小田小 ・ 中牟田小 ・ 三並小)	新小学		年生	
利用期間	年 月 日		～	年 月 日	
世帯状況	家族の氏名 (本人は除く)	続柄	年齢	勤務先 又は 学校名 勤務時間	勤務先の住所 電話番号
				: ~ :	TEL
				: ~ :	TEL
				: ~ :	TEL
				: ~ :	TEL
				: ~ :	TEL

- ※ 申請書は児童一人につき 1 枚提出してください。
- ※ 三輪小学校の児童は、みわっ子SUN²クラブを、東小田小学校の児童は、のびのびクラブを
中牟田小学校・三並小学校の児童は、すくすくクラブの利用となります。
- ※ 世帯状況は、同居家族全員を記入して下さい。
- ※ この申請書は筑前町社会福祉協議会にて受付し、筑前町及び学童クラブ支援員に渡します。

申請書にご記入いただきました個人情報につきましては、学童保育事業以外には使用いたしません。

様

筑前町長

学童保育所入所（承諾・不承諾）通知書

学童保育所の入所について、下記のとおり（承諾・不承諾）したので通知します。

記

1. 承諾

児 童 名	
学校名・学年	小学校 ・ 年
利用学童保育所	学童保育所
利用期間	年 月 日～ 年 月 日

2. 不承諾

(理由)

3. 付記事項

1. 入所審査については、厚生労働省より示されている優先利用の基本的考え方に基づいた町の基準などを、総合的に考慮して審査した結果となります。
- 【国により示されている優先利用の例】
- ・ひとり親世帯 ・生活保護世帯 ・子どもが障害を有する場合
 - ・虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合
 - ・低学年の子どもなど、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる子ども
 - ・その他町が定める事由 など
2. この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

学 童 保 育 所 退 所 届

筑前町長 宛

筑前町社会福祉協議会長 宛

住 所 筑前町

保護者名 _____ 印

学童保育所を退所したいので、下記のとおり届出します。

利用児童名	(ふりがな)	
学童保育所の 名 称	みわっ子SUN ² クラブ・のびのびクラブ・すくすくクラブ	
学校名及び 学 年	小学校	年
退 所 日	月 日まで利用	
(退所理由)		

※退所する前月中に届を提出してください。

受付者

社協記入欄		
入退所表	保育料表	受領者